

避難確保計画作成 Q&A集

Q なぜ避難確保計画作成しなければならないのか。

A 平成 29 年 6 月 19 日付けで水防法及び土砂災害防止法が改正され、市地域防災計画に定められた洪水浸水域内の要配慮者利用施設については、利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画の作成やこれに基づく避難訓練の実施及び市への報告が義務化されました。

Q 一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、どのように作成すればよいか。

A 基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成をお願いしますが、複数の施設を 1 つの事業者が運営している場合など協力して避難することが前提とされますので、各施設が連携した共通の避難確保計画を作成することも可能です。但し、個別計画で作成するか、一体的に扱う計画として作成するかについては、利用者の特性や職員の体制等を踏まえて、施設側での判断をお願いします。

Q 洪水・土砂災害避難確保計画を既に作成している場合も新たに作成しなければならないのか。

A チェックリストに基づき、項目を満たしている場合は新たな計画の作成は不要です。不足している項目がある場合は、既存の計画に追記して改めてチェックリストと併せて提出してください。

Q 自衛水防組織とは何か

A 各施設の従業員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者等の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。

Q 垂直避難はどのような場合に可能なのか、また、避難判断の基準はあるか。

A 洪水時において、以下の 3 つの条件が当てはまる場合は垂直避難が可能です。

- ① 建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがないこと
- ② 建物の高さで洪水時に想定される浸水深を比較し、建物全階段が浸水しないこと
- ③ 全ての避難者を建物上層階に収容できること。

※避難判断の基準は、チェックリストで整理しています。

Q 防災教育・訓練について毎年実施しなければならないか。また、避難訓練を実施した旨を市に報告する必要があるのか。

A 水防法により年に 1 度以上、訓練を行うことが義務付けられています。

なお、地震や火災を想定した訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、洪水時の本計画に基づく訓練に代えることができます。

(ただし、災害種類によって避難場所等が異なる場合は、施設職員への周知や洪水時の避難に関する研修を別途実施すること)

訓練の実施報告は法律上義務付けられていませんが、毎年度末に確認を取らせていただきます。